

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和4年度当初協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備		水害対策強化事業		新築化設備		大規模修繕等		非常用自家発電設備整備		給水設備整備		ブロック塀等改修整備		介護施設等の換気設備の設置事業				
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業分)		高齢者施設等の水害対策強化事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(耐震化分)		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(非常用自家発電設備整備事業分)		高齢者施設等の給水設備整備事業		高齢者施設等の安全対策強化事業		高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業		
			補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：定額			
補助上限：9,710円/m ² (※1) 補助下限：なし		補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設		補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設		補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設(ただし、非常用自家発電設備整備はなし)		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円(ただし、燃料タンクを除く)		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円(ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし)		補助上限：なし 補助下限：なし		補助上限：なし 補助下限：なし		補助上限：4,000円/m ² 補助下限：なし (ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする)					
定員30人以上以上の施設	都道府県(指定都市・中核市を含む)	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	—	—	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		④ 介護医療院	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑦ 通所介護事業所(※3)	△(※4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑨ 老人福祉センター(特A型・A型・B型)(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑩ 老人福祉施設付設作業所(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型2・9人以下の施設	市区町村(指定都市・中核市を含む)	⑪ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	—	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	—	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑫ 小規模ケアハウス	○	○(1,540万円)	—	—	○(1,540万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑬ 都市型軽費老人ホーム	○	○(773万円)	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑭ 小規模介護老人保健施設	—	○(1,540万円)	—	—	○(1,540万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑮ 小規模介護医療院	—	○(1,540万円)	—	—	○(1,540万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑯ 小規模養護老人ホーム	—	○(773万円)	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑰ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		⑱ 地域密着型通所介護事業所(※3)	△(※5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑲ 認知症対応型通所介護事業所	△(※5)	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑳ ⑪以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		㉑ 認知症高齢者グループホーム	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		㉒ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		㉓ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		㉔ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		㉕ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		㉖ 介護予防拠点	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		㉗ 地域包括支援センター	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		㉘ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	○	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
㉙ 緊急ショートステイ	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
㉚ 施設内保育施設	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設(スプリンクラー整備に伴うものに限る)、自動火災通報装置は108万円/施設(300㎡未満)、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設(500㎡未満)がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限り。

※5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

	スプリンクラー設備等整備	耐火化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業				
	既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 補助率：定額 補助上限：9,740円/m ² （※1） 補助下限：なし	認知症高齢者グループホーム等防火改修等支援事業（水害対策強化事業分） 補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	高齢者施設等の水害対策強化事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	認知症高齢者グループホーム等防火改修等支援事業（耐火化分） 補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	認知症高齢者グループホーム等防火改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分） 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	高齢者施設等の給水設備整備事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：なし	高齢者施設等の安全対策強化事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：なし	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 補助率：定額 補助上限：4,000円/m ² 補助下限：なし （ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする）			
補助対象事業	スプリンクラー設備等の整備 （定数のうち介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を発生し入居できるもの」に該当することが申請される施設を想定）	認知症高齢者グループホーム等防火改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐火化整備 （認知症高齢者グループホーム等防火改修等支援事業の対象となるもの）	利用者の安全確保等の観点から要約的に行う大規模な修繕等 （補助対象内容は「国2 認知症高齢者グループホーム等防火改修等支援事業の趣旨」について）	利用者の安全確保等の観点から要約的に行う大規模な修繕等 （緊急に要する自家発電設備の整備に係る）	非常用自家発電設備整備（燃料タンクを含む） （緊急に要する自家発電設備の整備）	給水設備整備 （使水機・地下水利用のための設備）	ブロック塀等改修整備 （安全点検の結果、劣化、倒壊や高さ、侵入等による問題があるブロック塀等の改修、ブロック塀の安全点検の実施費は「参考3 柱状基礎等のブロック塀等の安全点検について」を参照）	換気設備の設置 （安全点検の結果、劣化、倒壊や高さ、侵入等による問題があるブロック塀等の改修、ブロック塀の安全点検の実施費は「参考3 柱状基礎等のブロック塀等の安全点検について」を参照）	換気設備の設置 （安全点検の結果、劣化、倒壊や高さ、侵入等による問題があるブロック塀等の改修、ブロック塀の安全点検の実施費は「参考3 柱状基礎等のブロック塀等の安全点検について」を参照）
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）	第2の2のイ、第3の2のイ	第2の2のイ	第2の2のウ	第2の2のイ	第2の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2のイ、第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2のイ、第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2のウ、第3の2のウ
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（案）	5（1）	5（1）	5（2）	5（1）	5（2）	5（2）	5（2）	5（2）	5（2）	5（2）	5（1）
対象経費	防火・減災事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、電力費（※）費用が必要と認められる整備を含む。）に必要な工事費及び工事材料費（工事施工のため直接必要な費用に要する費用であって、賃料、消耗品費、運送費、印刷費及び設計料等（非常用自家発電設備整備事業については事業費及び施設等の自家発電設備の設置に必要な部品購入費（部品設置に伴う工賃費用、運送費を含む。）を含む。）をい。）をい。その額は、工事費又は工事材料費の2.6%に相当する額を上限とする。）、										

留意事項	共通										
	<p>ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見直し等を行うこと。その際、各事業の対応部分が重複しないよう留意すること。</p> <p>イ 本事業は施設・事業費ごとに補助を行うため、複合施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象事業・事業ごとに対象経費の実支額を求めること。なお、対象経費の実支額が複合施設全体にしかおけない場合等については、複合施設全体にかかる対象経費の実支額をそれぞれに施設・事業別の所有面積で按分することにより、施設・事業ごとの対象経費の実支額を算出すること。</p> <p>ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けておらず、又は利用の開始した経年について、耐震診断（取り直し、高率等）を行う場合、「厚生労働省管内一般設計補助金等に係る経費助成金等について」（平成20年7月17日老第0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに遅滞のないよう留意すること。</p> <p>エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。</p> <p>オ 施設の修繕に当たって一定程度取組むため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に関する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化増進計画に定める事業は、「防災・減災事業整備計画（国1）」及び「整備計画一覧表（国2）」の「国土強靱化増進計画への記載」欄に「有」の記載をすること（「ロックダウンリスト」の通り）。なお、国土強靱化5か年加速化対策事業（水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備事業、給水設備整備事業、ブロック塀等改修整備事業）について、増進計画の策定がない自治体は、原則採択を行わないこととする。</p>										
各事業分	<p>ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業を実施するに当たり、申請に必要とされていることから、その補助対象経費については算出に算定する必要があるため、「国4 スプリンクラー設備等整備に係る補助対象経費の算出方法について」をよく確認すること。</p> <p>イ また、施設に設置して、各層の平面図・断面図等の建物全体部分の面積が算出できる書類、その他必要な書類等を添付することとし、「提出が必要となる資料」の項に「国3 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象経費算出シート」に記載の上、2提出すること。</p>										
	<p>ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業を実施するに当たり、申請に必要とされていることから、その補助対象経費については算出に算定する必要があるため、「国4 スプリンクラー設備等整備に係る補助対象経費の算出方法について」をよく確認すること。</p> <p>イ また、施設に設置して、各層の平面図・断面図等の建物全体部分の面積が算出できる書類、その他必要な書類等を添付することとし、「提出が必要となる資料」の項に「国3 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象経費算出シート」に記載の上、2提出すること。</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、支援事業として選定と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>										
補助対象外	<p>ア 設計の予備又は工事施工の範囲に該当しないもの イ 対象施設以外の用途に使用するためのもの ウ 防災施設等の各法も違反にある状態を改善することを目的としたもの エ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、支援事業として選定と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>										
	<p>ア 建築物の維持管理の業務を行ったことに関するもの イ 設計の予備又は工事施工の範囲に該当しないもの ウ 対象施設以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法も違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として選定と認められないもの</p>										
基準評価	<p>次のいずれか1以上の要件を基準評価とする。 ア 公的機関（都道府県又は市町村の健康課等）の提携 イ 工事業業者等の施設事業者との提携</p>										
提出が必要な添付資料	<p>下記の書類を添付すること。 ア 平面図、断面図、写真等（現状及び改善箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（都道府県又は市町村の健康課等の見積りも）、工事業業者等の見積り書）※公的機関の見積りが無い場合においては、工事業業者等の見積りを提出すること。</p>										

